



子育てを応援します

●乳幼児ショートステイ●

休日保育保護者の仕事などで、家庭で保育することが困難な方に。
保育日時日曜・祝日（年末年始除く）午前7時30分～午後6時30分
保育園受入年齢就学前の児童
保育料児童1人につき1日2,500円
申込み福生保育園☎551-0152へ。
一時保育保護者の病気や心身のリフレッシュなどで一時的に家庭で保育することが困難な方に。
日数週3日以内
時間午前7時15分～午後6時15分
場所市内認可保育園及び保育室
受入年齢就学前児童（保育室は2歳まで）
保育料児童1人につき1日2,500円
問合せ各保育園、保育室（4月から受付が市から実施園に変更になります）。※保育園・保育室の電話番号は市ホームページ、「わたしの便利帳」に掲載しています。

保育料の軽減措置現在、子どもが同時に保育園に入っている場合、第2子は第1子の半額、第3子は第1子の10分の1になります。

4月から、国の制度改正により、兄弟等が幼稚園、認定子ども園、認証保育所に入所している場合も、同様に保育料が軽減されるようになります（申請書に明記された方は、新しいカウント方法で計算します。不明な場合はお問い合わせください）。

問合せ保育課保育係

保護者の方が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等で一時的に養育できないとき、短期間お子さんをお預かりします。

対象市内に居住する生後3か月～小学校就学前の乳幼児

利用期間1回につき原則として7日以内
利用施設「東京恵明学園」☎0428-23-0241（JR福生駅から車で約13分、JR小作駅から徒歩20分またはバスで

菅生高校行き恵明学園下車）
利用料宿泊保育4,000円（1日）、日中保育3,000円～4,000円（利用時間によって異なります）。

申込み印鑑を持参の上、子ども家庭支援センター☎539-2555または子育て支援課（新庁舎1階）へ。

夜間、日曜日、祝日等緊急の場合は施設でも申込みができます。詳細はお問合せください。

●未就園児入学祝金を支給します●

該当される方は4月13日（金）までに申請してください（印鑑・振込み先口座の記載が必要となります）。

該当者4月1日現在、福生市に住所があり、今年4月に小学校に入学し、平成18年の4月1日から平成19年3月31

日までの1年間、幼稚園、保育園などに就園していなかった児童の保護者。ただし、3月中に転入された方は、該当しません。

問合せ総務課庶務係（4月以降は子ども育成課保育係）

夏季期間（4月～9月）
開館時間午前7時～午後7時
 開館時間が大幅に増えます。ぜひご利用ください。
 広報ふっさ3月1日号7面の記事の中で、冬季期間の開館時間が誤っています。訂正してお詫びします。

制度の導入に伴い、開館時間や開館日等が大幅に増えます。この指定管理制度と制度を目的とした制度です。

会館（地域会館）の管理運営は特定非営利活動法人ワーカーズコーポレーションが行います。

児童館等に指定管理者

（4月以降情報コーナーは新庁舎1階に移動します）
情報公開制度個人情報保護制度に関するお問い合わせは、文書職員課文書係へ（4月以降は新庁舎5階・総務課法制総務係）

市では、3月を「納税推進強化月間」と定め、市税・国民健康保険税及び介護保険料について、督促状及び催告書等により再三納税のお願いをしてきたにもかかわらず、応じていただけない方を対象に、夜間・休日の臨戸訪問を実施します。それでも納税のない場合には、差し押さえなどの滞納処分に着手します。

納め忘れていた方、滞納されている方は、そのままにしますと、延滞金が加算され、ますます納税しにくくなります。至急納めるよう、お願いします。

なお、病気や事故、経済的な理由で納税が困難な方はご相談ください。

●納め忘れはありませんか

平成18年度の市税・国民健康保険税・介護保険料の納期は全て過ぎています。もう一度、納税通知書をご確認ください。

- ◎市・都民税（第1期～4期）
- ◎固定資産税・都市計画税（第1期～4期）
- ◎軽自動車税（全期）
- ◎国民健康保険税（第1期～6期）
- ◎介護保険料（第1期～6期）

問合せ 収納課 収納係

2月の横田基地飛行回数		問合せ環境課環境係				
測定場所	熊川1571番地誘導灯付近	福生市役所屋上	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	519	-273	93	-67		
昼間（午前7時～午後7時）	387	-231	55	-26		
夕刻（午後7時～10時）	121	-47	38	-40		
夜間（午後10時～午前7時）	11	5	0	-1		
最高音圧レベル（デシベル）	113	1	82	-12		

月曜～金曜午前9時～午後6時	土曜・日曜・祝日午前9時～午後6時	9時（中学生以下は午後6時まで）	冬季期間（10月～3月）

4月の無料相談

※休日・祝日を除く問合せ秘書広報課市民相談係（4月以降は広報広聴係）

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	4日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階相談室	予約制、先着6人（1人30分） ※相談日の6日前から電話で市民相談係へ。
登記相談	5日(木)			相談日以外は東京都都民の声課☎03-5320-7733
相続遺言等暮らしの手続き相談	10日(火)			予約制、市民相談係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042-642-1677へ。
法律相談	6日(金)・11日(水) 18日(木)・25日(水)			
交通事故相談	19日(木)			
税務相談	26日(木)			
少年相談	20日(金)	午前9時～午後4時30分		
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所2階介護福祉課	
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（福祉センター2F）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎539-2555
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所5階消費者相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552-2121
金融相談	日程はお問い合わせください	午後1時30分～3時30分	商工会館1階研修室	商工会☎551-2927※対象は市内の小規模事業者
そのほかの相談	市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談（☎551-1511市役所代表）、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談（☎552-2121福祉センター）、教育相談（直通☎551-7700）			

《聴覚障害の方へ》広報や市の業務などの問い合わせは、FAX 552-5150（社会福祉課FAX）をご利用ください。問合せ 秘書広報課市民相談係

4月1日から市のチャイム放送が午後5時15分に変わります。問合せ 総務課防災係

シルバー人材センター
市民パソコン体験講習会

初めての方でも講師が親切に指導します。

シルバー人材センターへ。定員を超えた場合は抽選。結果は後日通知。応募多数の場合、一度受けたことがあります。遠慮いただけます。

8時	問合せ武蔵野台児童館☎553	午後5時	9時（中学生以下は午後5時まで）
8時		9時	（毎月最終日）
2時		9時	（毎月最終日）
4時		9時	（毎月最終日）
6時		9時	（毎月最終日）

コース	文章作成コース	インターネット・メールコース
日程	4月16日(月)・17日(火)	4月18日(水)・19日(木)
講習番号	1001 (午前10時～正午)	1003 (午前10時～正午)
と時間	1002(午後1時30分～3時30分)	1004(午後1時30分～3時30分)
内容	(1日目)パソコン操作、文字入力、文章を入力してみよう (2日目)簡単な文章を作成し印刷してみよう	(1日目)パソコン操作の基礎、インターネットを使ってみよう (2日目)電子メールを使ってみよう
(午前・午後とも同じです)		

問合せ 福生市シルバー人材センター☎553-3261